## 収支報告書

令和2 年分 開催分)

(ふりがな)	おおいけゆきおこうえんかい	政治団体の区分
1 政治団体の名	你 大池ゆきお後援会	口政党口政治資金規正法第18条の2第1項政党の規定による政治団体び政治資金団体区その他の政治団体
2 主たる事務所の所在は	地 静岡県島田市向谷3丁目 9 3 3 -	追波 治 資 金 団 体 図そ の 他 の 政 治 団 体 ロその他の政治団体の支部
3代表者の氏。		活動区域の区分 ロ 2以上の都道府県の区域等 回 同一の都道府県の区域内
		ロ 2以上の即追州県の区域寺
4会計責任者の氏々	·	資金管理団体の指定の有無 国会議員関係政治団体の区分
事務担当者の氏。	3	□ 有 □ 無 公職の種類衆議院議員
岩波	洋是	(現職・候補者の別) (侵補者)(受力) 第2号に係る国会議員関係政治団体
(電話) 0547 3	3 3092	登金管理団体の届 出をした者の氏名
(電話)		公職の種類
		(現職・候補者の別) 衆議院小選挙区 (候補者等)
(電話)		公職の候補者 の氏名(2人目)
		公職の種類 (現職・候補者の別)
		公職の候補者 の氏名(3人目) 公職の種類



資金管理団体の指定の期間 から まで (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間) 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間 冷水02年2月20日 から 冷水02年12月31日 まで (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(現職・候補者の別)



収支の状況

### 1 収支の総括表

収	入	総		額		十億		百万		千	_	O. P
		(前年から	の繰越	額)								0
		(本年の	収入	額)								0
支	出	総	•	額								0.
<u> </u>	年 へ	の繰	越	額	,							0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担	する党費又は会費	-							•	
金	額			十億		百万		千		円
員	数								-	· ,

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分		 金					額		備		考
(ア) 個人からの寄附		十億		. 百万		千		円			<u></u>
(うち特定寄附) (内書)									ī	-	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				•							
(ウ) 政治団体からの寄附								·			
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア											·
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)		,			٠						
イ 政党 匿名 寄附				·							
合 計 (ア +イ)	-		·				. ,				

7

(その17)

# 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資	産等の有無			
	資産等の項目別区分	有	無	備考
ア	土 地			
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<b>U</b>	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権			
エ	取得の価額が100万円を超える動産		Te V	
才	預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金を除く。)			
カ	金 銭 信 託	. 🗆	Q.	
+	有		[i]	
ク	出資による権利	. 🗆	Q/	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金			
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金			
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利			
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ū∕	

※有無について☑してください。

### 添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 25 日

政治団体の名称: た きゅ きか 後援会

会計責任者の氏名: 岩 実 洋 是



(解散届と併せて提出する時のみ記入)

(代表者の氏名:

(1)

- ※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。
- ※ <u>解散届と併せて提出する収支報告書の場合は</u>、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は 必ず代表者本人が自署すること。

大池ゆきお後援会 代表 鈴木 文雄 殿

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、大池ゆきお後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的 。書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、大池ゆきお後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった 支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- →2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその →丰における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
  - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

#### 3 業務制限

大池ゆきお後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、大池ゆきお後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上